

平成14年度 中小企業組合検定試験

## 問題と解答(6) 組合運営 ②

全国中小企業団体中央会

### 第2問

次の文章は、組合の経済事業について述べたものである。正しいものには 印を、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい(全部に 印のみ、又は×印のみをつけた場合は、無効解答とします。)

1. 金融事業を行う際の金融委員会のメンバーとして、組合員以外の金融機関の役職員を選ぶこともできる。
2. 金融事業の会計処理は、管理の容易さを考えて一般経済事業の会計処理と一体で管理することが望ましく、それぞれ独立させる必要はない。
3. 抵当権の設定の方法には、普通抵当権と根抵当権がある。根抵当権は、一定の種類の取引が継続的に反復して行われる場合に、その債務を一定限度まで担保するものである。
4. 数口の貸付金がある場合や約定返済額に満たない内入れのときは、民法で規定しているように債務者に有利になるように充当すべきである。しかし、組合の貸付では、通常、取引約定書の特約により組合に有利になるように充当できるようになっている。
5. 相殺を行うには、当事者間に同種の目的を有する債権の対立があり、両債権のどちらかが弁済期にあることが必要である。
6. 個々の組合員の単独取引では購入量が取引単位に達しないとき、共同購買事業を実施すると有利である。

7. 共同購買事業の対象品目は、組合員が年間を通じて仕入をする商品を主体とし、季節的な仕入商品は避けるべきである。
8. 許認可、登録等が必要な事業を組合で一括受注する場合、割当てられた組合員が既にその許認可、登録等について措置済みであれば、組合が新たに法規制を受けることはない。
9. 一括受注は、取引先からの注文を組合が一括して引き受けるので、納品も組合でまとめて納品しなければならない。
10. 共同受注の実施に当たっては、機動性を高めるために、別途共同受注委員会を設置して、一定の権限と責任を与える必要がある。

## 〔解答〕

## 第2問

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	×			×		×	×	×	

## 第3問

次の文章は、組合の共同事業の運営について記述したものである。文中の□の中の下記に掲げる語群の中から最も適切な語句を選び、その記号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

組合運営のあり方は、実施する共同事業の□1・□2によっても違ってくる。事業の種類は事業協同組合等では、共同生産・加工、共同購買、共同販売、資金の貸付け、共同検査、共同宣伝等の□3といわれるものと調査研究、教育情報提供、福利厚生等の□4といわれるものがある。組合の事業に□5が含まれており、この事業が重視されなければならないところに組合の特徴があり、その運営にも□6とは違った特異性が生ずることとなっている。

商工組合の事業も制度的には、出資組合であれば、事業協同組合の場合と同様に〔7〕と〔8〕を行うことができる。そして〔9〕の種類は、事業協同組合のものとほとんど同じであるが、〔10〕については、商工組合に特有の事業がある。

<語群>

- A 経済事業    B 非経済事業    C 種類  
D 会社    E 内容

〔解答〕

第3問

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
C (E)	E (C)	A	B	B	D	A (B)	B (A)	A	B

(以下、次号)

**平成15年度 中小企業組合検定試験**

中小企業組合検定試験に挑戦して、中小企業組合士になりましょう!!

**平成15年度「中小企業組合検定試験」受験概要**

受験資格 中小企業組合の業務に従事している人、又は将来従事しようとする人。

試験日 平成15年12月7日(日)

試験地 札幌・青森・秋田・仙台・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・福岡・長崎・大分・宮崎・那覇

受付期間 平成15年9月1日(月)～10月15日(水)

受験料 5,000円(一部科目免除者は3,000円)

試験科目 「組合制度」「組合運営」「組合会計」

その他 申込方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい。(受験票書は中央会にあります。)

主催/全国中小企業団体中央会    後援/中小企業庁    協力/都道府県中小企業団体中央会